

第 2 2 1 回 定 例 会  
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

( 平 成 2 6 年 9 月 1 7 日 )

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第4号）

○開会の日時 平成26年 9月17日 午前10時00分開議  
午前11時46分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（22人）

委員長	白井二郎	副委員長	濱田栄子
委員	横垣成年	委員	工藤孝夫
”	佐々木肇	”	川下八十美
”	村川壽司	”	佐賀英生
”	東健而	”	石田勝弘
”	斉藤孝昭	”	浅利竹二郎
”	中村正志	”	半田義秋
”	村中徹也	”	大瀧次男
”	富岡修	”	佐々木隆徳
”	上路徳昭	”	鎌田ちよ子
”	菊池光弘	”	岡崎健吾

○欠席委員（1人）

委員 目時睦男

○説明のため出席した者

副市長	新谷加水
公営企業管理者	遠藤雪夫
総務政策部長	伊藤道郎
民生部長	松尾秀一
保健福祉部長	花山俊春
下水道部長	酒井嘉政
大畑庁舎所長	畑中恒治
会計管理者 総務政策部理事出納室長	鹿内徹
監査委員事務局次長 監査委員事務局次長	竹山清信
公営企業局長	齊藤鐘司

公営企業局理事水道技術専門監	川 森 浩 史
総務政策部副理事総務課長	川 西 伸 二
総務政策部副理事企画調整課長	光 野 義 厚
財務部副理事財政課長	氏 家 剛
財務部副理事税務課長	赤 坂 吉千代
民生部政策推進監 国保年金課長	畑 中 秀 樹
保健福祉部政策推進監 介護福祉課長	井 田 敦 子
保健福祉部副理事健康推進課長	赤 田 貴 生
大畑庁舎副理事産業建設課長	坂 井 隆
公営企業局政策推進監 下水道部政策推進監	杉 山 信 也
公営企業局副理事営業課長	畠 山 眞 一
公営企業局副理事施設課長	中 川 敏 雄
財務部税務課総括主幹	加 藤 直 紹
民生部国保年金課総括主幹	藤 島 純
民生部市民スポーツ課長	樋 山 政 之
保健福祉部介護福祉課総括主幹	千代谷 賀士子
下水道部下水道課長	川 西 雅 人
下水道部下水道課総括主幹	眞 野 修 司
公営企業局総務課長	濱 谷 重 芳
総務政策部総務課主幹	中 村 智 郎
財務部税務課主幹	伊 藤 大治郎
財務部税務課主幹	吉 田 由佳子
民生部市民スポーツ課主幹	加 藤 昭 広
民生部国保年金課主任主査	飯 田 啓太郎
保健福祉部介護福祉課主任主査	菊 池 円
大畑庁舎産業建設課主任主査	鈴 木 明 人

○事務局出席者

事務局長	柳 田 諭	次	長 濱 田 賢 一
総括主幹	佐 藤 孝 悦	主	幹 小 林 睦 子
主任主査	村 口 一 也	主	事 山 本 翼

(午前10時00分 開議)

○委員長（白井二郎） ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

これより議事に入ります。

昨日は、議案第47号の審査が終了しておりますので、本日は各特別会計の歳入歳出決算等の審査を行います。

まず、議案第48号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（松尾秀一） それでは、議案第48号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書294ページをお開き願います。第1款国民健康保険税は、予算現額16億6,676万7,000円、調定額22億6,249万6,803円に対しまして、収入済額は16億1,002万1,128円となっております。不納欠損額は7,342万4,728円で、徴収権の即時消滅等により不納欠損処分としております。

296ページをお開き願います。次に、第2款使用料及び手数料は、国保税の督促手数料と特定健康診査等手数料で、予算現額293万5,000円、調定額213万7,700円に対しまして、収入済額は同額の213万7,700円となっております。

次に、同じく296ページ、第3款国庫支出金は、予算現額19億549万円、調定額18億7,687万1,662円に対しまして、収入済額は同額の18億7,687万1,662円となっております。

298ページに入りまして、第4款療養給付費等交付金は、退職者医療に係る支払基金からの交付金で、予算現額4億5,590万2,000円、調定額4億1,479万1,186円に対しまして、収入済額は同額の4億1,479万1,186円となっております。

次に、第5款前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る医療給付費の全保険者間の負担調整制度でありまして、支払基金より交付されるもので、予算現額14億2,765万6,000円、調定額14億2,557万6,829円に対しまして、収入済額は同額の14億2,557万6,829円となっております。

次に、第6款県支出金は、予算現額4億5,129万8,000円、調定額4億2,004万9,577円に対しまして、収入済額は同額の4億2,004万9,577円となっております。

300ページに入りまして、第7款共同事業交付金は、高額な医療費に対す

る青森県国保連合会が行う再保険事業からの交付金であります。予算現額 9 億 6,968 万 5,000 円、調定額 8 億 2,191 万 9,312 円に対しまして、収入済額は同額の 8 億 2,191 万 9,312 円となっております。

第 8 款財産収入は、ありませんでした。

第 9 款繰入金は、保険基盤安定繰入金とその他一般会計繰入金等で予算現額 4 億 6,217 万 1,000 円、調定額 4 億 6,137 万 1,488 円に対しまして、収入済額は同額の 4 億 6,137 万 1,488 円となっております。

302 ページに入りまして、第 10 款繰越金はありませんでした。

第 11 款諸収入は、税の延滞金、第三者納付金などで、予算額 5 億 4,047 万 8,000 円、調定額 434 万 142 円に対しまして、収入済額は 383 万 535 円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書 308 ページをお開き願います。

まず、第 1 款総務費は、予算現額 1,621 万円に対しまして、支出済額は 1,619 万 3,991 円となっております。そのうち第 1 項総務管理費は、国民健康保険証の郵送費用や国保連合会負担金などで、予算現額 1,343 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 1,342 万 4,271 円となっております。第 2 項運営協議会費は、いわゆる国保運営協議会の委員報酬などで、予算現額 161 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 161 万 7,294 円となっております。次に、第 3 項趣旨普及費は、優良家庭表彰記念品などで、予算現額 115 万 3,000 円に対しまして、支出済額は 115 万 2,426 円となっております。

第 2 款保険給付費であります。予算現額 47 億 4,748 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 47 億 3,509 万 8,055 円となっております。そのうち第 1 項療養諸費は、保険給付費全体の 87.9% を占め、予算現額 41 億 7,354 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 41 億 7,258 万 4,216 円となっております。310 ページに入りまして、第 2 項高額療養費は、予算現額 5 億 3,644 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 5 億 2,808 万 8,661 円となっております。第 3 項移送費は、支出がありませんでした。311 ページに入りまして、第 4 項出産育児諸費は、予算現額 2,959 万円に対しまして、支出済額は 2,652 万 5,178 円となっております。第 5 項葬祭諸費は、予算現額 790 万円に対しまして、支出済額は同額の 790 万円となっております。

第 3 款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金で、予算現額 9 億 8,161 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 9 億 8,161 万 4,705 円となっております。

第 4 款前期高齢者納付金等は、65 歳以上 75 歳未満の方の医療給付費を全保

険者間で財政調整するための納付金で、予算現額94万3,089円に対しまして、支出済額は94万2,958円となっております。

314ページに入りまして、第5款老人保健拠出金は、老人保健制度に対する各保険者の拠出金で、予算現額4万5,000円に対しまして、支出済額は4万3,290円となっております。なお、当該制度については、平成19年度末をもって廃止され、平成20年度より後期高齢者医療制度へ変わっておりますが、この支出済額は当該制度の清算事務のための拠出金であります。

第6款介護納付金は、介護保険制度に対する納付金で、予算現額4億7,320万8,000円に対しまして、支出済額は4億7,320万7,223円となっております。

第7款共同事業拠出金は、高額な医療費を対象としたいわゆる再保険事業への拠出金で、予算現額9億4,197万円に対しまして、支出済額は8億9,610万7,758円となっております。

第8款保健事業費は、被保険者の健康増進などのために行う事業に要した経費で、予算現額6,038万2,000円に対しまして、支出済額は4,911万6,298円となっております。そのうち316ページの第1項特定健康診査事業費は、予算現額3,330万8,000円に対しまして、支出済額は2,346万6,483円となっております。第2項保健事業費は、レセプト点検に要した費用、さらには医療費通知事業及び人間ドック委託料などの経費で、予算現額2,707万4,000円に対しまして、支出済額は2,564万9,815円となっております。

318ページに入りまして、第9款基金積立金は、支出がございませんでした。

第10款公債費は、一時借入金の利息で、予算現額143万3,000円に対しまして、支出済額は79万2,000円となっております。

第11款諸支出金は、税の還付金、さらには超過交付となりました国・県への精算に伴う返還金、さらには川内、脇野沢診療所運営分の繰出金などで、予算現額1億1,913万4,264円に対しまして、支出済額は1億1,727万5,385円となっております。

320ページに入りまして、第12款予備費は、第11款諸支出金などへ469万3,353円を充用しております。

第13款繰上充用金は、予算現額5億2,880万円に対しまして、平成24年度の歳入不足額5億2,879万9,957円を繰上充用いたしております。

なお、平成25年度の決算につきましては、最終的に歳入総額が70億3,656万9,417円、歳出総額が77億9,919万1,620円、差し引き7億6,262万2,203円の赤字決算となっております。また、この歳入不足分につきましては、平成26年

度予算から繰上充用しております。

以上で平成25年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 主要施策の実績報告書のほうからお聞きいたします。

国保加入世帯に対して医療費通知事業ということで220万3,238円が費用としてかかっているわけですけれども、この医療費通知事業の目指すところはどこにありますか。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○民生部政策推進監国保年金課長（畑中秀樹） 医療費通知事業は、年6回、被保険者の皆様が医療を受けた際に、その医療の額を通知する事業であります。本事業は医療が正しく行われているかどうかの確認を被保険者の方々に行っていただくために通知させていただいているところであります。実際にご自分で受けられた医療が医療機関のほうから請求されているのかどうか、そういったところの確認のための通知事業であります。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） いわゆるここではそういう点でチェック機能を果たしていると、正しい医療費がやられているのかどうかということでチェックしているという意味合いもあるということですね。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○民生部政策推進監国保年金課長（畑中秀樹） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、本通知事業は医療費の確認作業を行うものであります。いわゆるチェック機能を働かせている側面も一部あると、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 実は、余り多いというわけではないのですけれども、受診を抑制しかねない感じを持っている人たちもいるのです。ですから、これ6回出すのもいいのでしょうけれども、確かに見ればこれは支払ってもらうものではありませんというただし書きもついているし、私もよく見ているのだけれども、そういう性格を帯びた印象を余り強く与えないようなやり方というものを考えたほうがいいのではないかと思うのですけれども、そういう

ものに対する見解はお持ちでしょうか。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○民生部政策推進監国保年金課長（畑中秀樹） 私ども医療保険を運営させていただいているものでありますが、私どもの目的は被保険者の皆様が必要とする医療を受ける、その際に過大な費用負担を負わないように、その医療費の一部を補填するための制度でございます。そういう意味では、被保険者の方が真に必要な医療を例えば阻害するような、そういうような形での事務事業を行うということは全く考えてございません。本差額通知事業につきましても、あくまでも医療機関が私ども保険者に対して請求している医療の内容が正しいのかどうか、それを被保険者の方々に確認をしていただく、そういう意味を持った通知事業でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 2点お聞きします。

今回は、平成25年度では予算、決算などのほか、税率改定の協議があったため、年6回国保運営協議会が開催されたとありますけれども、運営協議会の中で出されたご意見をお聞きします。

それから、保険給付費ですけれども、今通知事業ということをしているということでしたので、市内の病院と、市以外の県内の病院、それから県外の病院に支払われた統計等は出ていますでしょうか。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○民生部政策推進監国保年金課長（畑中秀樹） 濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

国保運営協議会は、市の附属機関であります。私どもが運営する国保運営に際して重要な案件を審議していただく機関でございます。まず、税率改正における答申をいただく、あるいは国保運営に際しまして、事務事業について適正な運営がなされているのか、こういったことをご審議いただいております。そういった意味では、今回の税率改正におきましては、まず現在の国保財政の状況が厳しいということをご認識いただきまして、なお被保険者の負担増につながらないような附帯意見をつけさせていただいて答申していただいたところではありますが、そういった形で委員の皆様には毎回貴重なご提言をいただいているところでもあります。

2点目のお尋ねの医療の市内あるいは市外、県外、こういった額の把握はしているのかというお尋ねでございますが、申しわけございませんが、ただいまそういった分析をしてございませんので、お答えすることができません。



以上でございます。

○委員長（白井二郎） 瀨田栄子委員。

○委員（瀨田栄子） 通知事業はなさっているということですので、とうとうと思えばすぐできると思います。なぜかといいますと、市民の皆様の市内の病院に対する満足度というのが数字で出てくるとと思います。その点でぜひこれはやっていただければなと思いますけれども、どう思いますか。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○民生部政策推進監国保年金課長（畑中秀樹） 市内には、さまざまな医療機関がございまして、それぞれの専門の分野があらうかと思えます。ただ、当市の医療機関は充足しているのかといえ、なかなか市民の皆様に応え切れないところもきっとあるのだろうと、このように考えております。そういう意味では、市内では賄えない医療を市外へ、あるいは県外へというのが、これは被保険者が望むのも仕方がないところだろうと、このように考えております。ただ、医療に関しましては、私どもとしては医療保険を賄うほうでございますので、そういったところでどうということはちょっと申し上げにくいので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第48号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第49号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（松尾秀一） それでは、議案第49号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書330ページをお開き願いま

す。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料は、予算現額2億4,080万3,000円、調定額2億3,309万3,700円に対しまして、収入済額は同額の2億3,309万3,700円となっております。第2目普通徴収保険料は、予算現額8,038万3,000円、調定額9,403万7,800円に対しまして、収入済額は9,035万5,600円となっております。

第2款手数料、第1項手数料、第1目督促手数料は、予算現額21万円、調定額7万8,000円に対しまして、収入済額は同額の7万8,000円となっております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目保険基盤安定繰入金は、予算現額1億4,708万4,000円、調定額1億4,667万2,681円に対しまして、収入済額は同額の1億4,667万2,681円となっております。これは、低所得者に係る保険料の軽減分を県が4分の3、市が4分の1負担いたします保険基盤安定制度負担金で、一般会計で受け入れいたしました県負担金1億1,000万4,510円と市負担金3,660万8,171円の合計額を繰り入れしております。

第4款第1項第1目繰越金は、平成24年度会計の余剰金を繰り越したもので、予算現額625万円、調定額597万4,800円に対しまして、収入済額は同額の597万4,800円となっております。

第5款諸収入、第1項延滞金、第1目延滞金は、収入がありませんでした。332ページに入りまして、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、予算現額100万円、調定額2万4,500円に対しまして、収入済額は同額の2万4,500円となっております。第2目還付加算金は、予算現額10万円、調定額2万1,200円に対しまして、収入済額は同額の2万1,200円となっております。第3項雑入、第1目雑入についても、収入がありませんでした。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書336ページをお開き願います。まず、第1款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額4億7,447万1,000円に対しまして、支出済額は4億7,024万6,081円となっております。内訳につきましては、平成26年3月までに広域連合に報告いたしました保険料納付金3億2,357万3,400円と保険基盤安定制度負担金1億4,667万2,681円となっております。

第2款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、予算現額100万円に対しまして、支出済額は2万4,500円となっております。第2目還付加算金は、予算現額10万円に対しまして、支出済額は2万1,200円となっております。第2項繰出金、第1目一般会計繰出金は、予算現額26万1,000円に対しまして、支出済額は7万7,500円となっております。

なお、平成25年度の決算につきましては、最終的に歳入総額が4億7,622万

481円、歳出総額は4億7,036万9,281円となっております。したがって、差し引き585万1,200円の剰余金については、平成26年度に全額繰り越しております。

以上で、平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第49号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第50号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。下水道部長。

○下水道部長（酒井嘉政） 議案第50号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書の341ページの歳入歳出の総括表をお開き願います。

歳入合計で調定額が14億5,582万921円、収入済額が14億2,832万5,126円、不納欠損額は178万381円、収入未済額が2,571万5,414円となっております。歳出合計では、支出済額が14億2,828万5,126円、不用額が1,081万4,874円となっております。また、歳入歳出差し引き残額は4万円となっております。この4万円は、平成24年度の国の緊急経済対策に伴う大型補正により平成25年へ繰り越した工事費が確定したことに伴う剰余金であります。

次に、346ページをお開き願います。まず、歳入であります。第1款事業収入は、収入済額が1億2,212万490円となっております。その内訳を申し上げますと、第1項分担金及び負担金では、第1目の地方自治法が適用されず川内、脇野沢地区に係る受益者分担金と、第2目の都市計画法が適用されますむつ、大畑地区の受益者負担金であります。その収入済額は2,279万

8,200円となっております。第2項使用料及び手数料では、第1目及び第2目の下水道等使用料と第3目及び第4目の排水設備指定工事店認可手数料や排水設備工事検査及び督促手数料で、収入済額は9,932万2,290円となっております。

次に、346ページから348ページにかけての第2款国庫支出金ですが、公共下水道整備事業に対する国庫補助金であります。第1項第1目社会資本整備総合交付金として対象事業費3億9,320万円に対しまして、交付率50%の1億9,660万円が交付されております。

348ページをお開き願います。第3款繰入金であります。第1項第1目一般会計繰入金は、下水道事業特別会計への歳出の財源不足として市の一般会計から6億4,690万4,636円を繰り入れしていただいております。

第4款第1項第1目繰越金は、平成24年度の繰越事業費調整のための財源として繰り越しされたもので、10万円となっております。

第5款諸収入であります。収入はありませんでした。

348ページから350ページにかけての第6款市債であります。下水道事業に伴い借り入れをしております下水道事業債などで、総額4億6,260万円となっております。内訳といたしましては、下水道事業債が2億860万円、公債費の繰り延べするための資本費平準化債が2億5,400万円となっております。

以上、歳入の収入済額総額は14億2,832万5,126円となっております。

次に、歳出であります。354ページをお開き願います。

第1款事業費の支出済額は6億3,681万7,067円あります。このうち第1項総務管理費は、受益者分担金や負担金及び使用料の賦課徴収や水洗化等の普及対策に係る人件費や事務的経費及び施設の維持管理費で、支出済額は2億996万8,698円となっております。主なものといたしましては、第1目の一般管理費であります。支出済額は6,629万1,617円で、下水道課職員7人分の人件費のほか、13節委託料では、下水道使用料等徴収事務及び下水道台帳整備に係る委託費を、19節負担金補助及び交付金では、下水道排水設備工事費助成金等を支出しております。356ページをお開き願います。27節公課費では、消費税及び地方消費税を支出しております。次に、第2目管渠維持費であります。支出済額は666万3,509円で、市内にありますマンホールポンプ33基に係る電気料や修繕料のほか、13節委託料で下水道管路点検業務に係る委託費を支出しております。

次に、356ページから358ページにかけての第3目の処理場管理費であります。支出済額は1億2,716万5,326円で、下水処理場4カ所の運転、維持管

理に係る委託料や工事請負費を支出しております。主なものといたしましては、11節の需用費では薬品等の消耗品購入費や電気料、修繕料などで2,963万112円となっております。13節の委託料は、処理場の運転維持管理や汚泥の運搬並びに処理処分に係る委託料で7,553万1,918円となっております。15節の工事請負費は、処理場の電気、機械設備等の修繕工事費で1,988万1,330円となっております。

次に、358ページをお開き願います。第4目の集落排水施設費は、支出済額は984万8,246円で、脇野沢地区の漁業集落排水処理施設2カ所の運転、維持管理に係る業務委託料や電気料、修繕料などを支出しております。

次に、358ページから360ページにかけての第2項建設事業費、第1目下水道整備費は、下水道整備事業に係る経費でありまして、支出済額は4億2,684万8,369円となっております。主なものといたしましては、職員3人分の人件費、社会資本整備総合交付金事業として実施設計に係る業務委託3件、平成24年度繰り越し工事をあわせた管渠工事が11件となっております。その他一般事務消耗品や公共汚水升設置などの市単独工事費を支出しております。

次に、360ページの第2款公債費ですが、7億9,146万8,059円を支出しております。その内訳といたしましては、第1目の長期債の元金償還金が6億1,141万6,087円、第2目の長期債利子償還金と一時借入金利子が合わせて1億8,005万1,972円であります。

以上、歳出の支出済額総額は14億2,828万5,126円であります。

これでむつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけ願います。繰入金であります。341ページのほうの、市の一般会計から6億4,000万円ほど繰り入れして、この金額が平成24年度に比べてもふえているし、これからこの繰入金がどういう形になるのかということをお聞きしたいなと。市の一般会計のほうでもやっぱり6億、7億、8億というふうにふえていくと大変きついものがあるなというふうに思うのですが、そこのところの見通しをお聞きしたいなというふうに思います。

それと、あと当然事業という部分とも関連してくると思うのですが、今下北町、緑町のほうを進めておりますが、その事業のほうの今後の予定もちょっとお聞きしたいなと思います。願います。

○委員長（白井二郎） 下水道部長。

○下水道部長（酒井嘉政） 下水道会計の一般会計繰入金についてですが、先ほど説明いたしましたように、一般会計繰入金は下水道事業特別会計への財源不足分を市の一般会計から繰り入れしていただいているもので、平成25年度決算では6億4,690万4,636円となっております。

この繰入金の充当先ですが、まず公債費に5億1,400万円程度、率にして80%、総務管理費に約1億1,000万円、率にして17%となっております。この公債費に係る繰入金については多額で、市の一般会計に対する影響が非常に大きいことから、償還額合計額が年間8億円を超えないよう整備事業費を調整して実施しております。また、公債費を繰り延べするための資本費平準化債を借り入れしております。現在の地方債償還計画での年度ごとの元利償還金は、平成35年ごろまでは現在の8億円前後で、その後は減少する試算となっております。

また、総務管理費に係る繰入金については、施設の維持管理費などの経費節減や予防保全管理型修繕などによるライフサイクルコストの低減に努めて費用が増大しないように管理しております。このようなことから、歳出の面から市の一般会計からの財源不足としての繰入金は、ここ当分は現状の水準で推移していくものと試算しております。しかしながら、下水道事業会計の財源不足分を市の一般会計から繰り入れしていただいているものでありますので、今後下水道を利用して接続していただいて水洗化率の向上を図って、自主財源であります下水道使用料の確保に努めながら、一般会計繰入金の減少につなげたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

今後の事業計画ですが、今国から事業計画を協議して認可していただいている区域は柳町3丁目付近と、緑町、それから下北町にあります。これは、平成30年3月31日までの事業期間でありまして、その先の計画がまだ立てておりませんが、この事業計画期間内に、今言った柳町3丁目付近、それから緑町、下北町を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 現状を維持していくと、6億4,000万円前後の一般会計からの負担ということで少しは安心しているのですが、本当にぜひそういう形でやってもらいたいのですが、また当然あまり事業にお金をかけないと普及率もそう上がらないと、板挟みとなるのでありますが、そうなりますと、今当面平成30年ということの計画であります、これもし平成30年過ぎたあたりで、今現在この主要施策の実績報告書だとむつ地区のほうは下水

道普及率が5%ということではありますが、平成30年3月末ということになると、大体どのくらいまで上がるのかということをお聞きしたいのと同時に、私は柳町3丁目、緑町、下北町を終わったら、やはり次大湊のほうに延ばしてほしいなというふうに思っているのですが、やはり中央町、大平町、旭町、向こうのほうはかなり密集した地域ですよね。やっぱりそちらのほうに進めることがかなり普及率アップになると思うのですが、そういうところの考え方がないかどうか、よろしく願いいたします。

○委員長（白井二郎） 下水道部長。

○下水道部長（酒井嘉政） 平成30年3月ごろの水洗化率ということではよろしいでしょうか。まだ詳しい計画や認可、そこら辺の見通しは立てておりませんが、今水洗化率の見込みでなくて、その当時幾らぐらいの下水道使用料になるかという試算はしております。ちょっと今資料を出しますので……

（「大体でいいです」の声あり）

○下水道部長（酒井嘉政） 済みません。ちょっと今資料は見当たらないので、平成30年、今の事業区域は全て終わっても、下水道使用料が今の水準でいきますと、なかなか市の一般会計からの繰入金を賄うまではいかないという程度の普及率といいますか、水洗化率といいますか、そういう状況になっています。ですから、下水道をこれからも続けていくためには細々とでも、今繰入金の関係がありますが、少しずつ延ばしていったほうがいいのではないかと。要するにパイが足りないということで、整備事業費の関係と、それから市の一般会計の繰入金、それから下水道使用料のバランスを考えた場合、もう少し整備を広げなければならないような試算結果となりました。

あと、それから今後の整備についてですが、まだ事業計画期間が平成30年3月31日までありますので、今後いろいろとその状況、家屋の状況とか人口の動態を見ながら決まることとなりますので、今の時点では何とも答えられませんので、ご理解賜りたいと存じます。

（「大湊のほうは答えられないの」の声あり）

○下水道部長（酒井嘉政） まだ、はい。今後の課題となりますので、今この時点では、まだ事業期間が終わるまでにはあと四、五年ありますので、その間にいろいろと状況等をよく推測、人口の動態とか家屋の状況を考えながら決めることとなりますので、そこら辺をちょっとご理解賜りたいと存じます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今年度も3億4,500万円ですか、工事費かかっていますけれども、この工事費の下北町、緑町の対象になる世帯数はどのくらいあるのか。それと、どのくらいの接続件数を見込んでいるのか、お知らせ願いま

す。

○委員長（白井二郎） 下水道部長。

○下水道部長（酒井嘉政） むつ処理区の平成25年度の状況で申しますと、工事している地域内の家屋数は1,259戸あります。それから、人口につきましては2,419人、住んでいるものところでは集計しております。その中で使用しているお宅は414戸、人口では739人で、水洗化率が30.5%ということで非常に少ない数字になってはいますが、これから先、例えば平成26年度にどのくらいふえて、平成28年、それから事業期間の平成30年3月31日までにどのくらいふえるかというのは、今のところ試算はしておりませんので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（白井二郎） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 下水道事業ですけれども、今まで累計で122億円ですかの工事費がかかっているという中で、非常に普及率が悪い。大畑、川内、脇野沢のほうは大分普及率がいいようなのですが、このむつ市内のほう、非常に普及率が悪いということで、この工事期間が平成42年までということになっていると思うのですが、この間、先ほど横垣委員への答弁にもありましたけれども、毎年6億円、7億円を市の一般会計からつぎ込んでいって、平成42年までこの工事を進めていくのかということになると、どのぐらいの市債なりそういうのがふえていくかということと、今一回この工事をできれば中止して、そして今現在工事のかかっているところの、それに接続するのに対しての補助金を出して利用者をふやすという手はないか。その点、ちょっとお聞きいたしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 下水道部長。

○下水道部長（酒井嘉政） お答えします。

今までの工事費が122億円程度かかっているということのまずお話ですが、確かに下水道は、委員ご承知のとおり、初期投資が非常に大きいと、多額であるということで、下水浄化センターが完成しなければ下水道は供用開始できないということで、この122億円のうちの半分以上は下水浄化センターの建設費になっています。

それで、あと事業が平成42年度までということについては、下水道は長期にわたる事業ということで、全体計画を整備するに当たり、今全体計画は1,280ヘクタールぐらいあるのですが、整備するに当たり、そのいつの時点を見通して下水道の計画を立てるか。要するに処理場の大きさとか、それから管渠の延長とか、管の太さとか、それを立てるに、ある程度目標基準内という考え方をしております。それが平成42年ということになります。で



すから、平成42年のむつ処理区の人口とか家屋の状況などを考えて処理場の大きさ、それから管渠の延長、整備事業費をある程度決めることになります。そのための平成42年度でありますので、平成42年度で下水道事業が全て終了するというものではありません。この平成42年度については、下水道整備事業の上位計画であります各計画でも大体平成42年度でどのくらいの人口になるか、どのくらいの家屋数になるかを試算しております。それに基づいて今むつ市の下水道計画でも事業計画基準年次を平成42年度としておりますので、そこら辺ご理解賜りたいと思います。

市債についても、今後事業費で一番多くかかるのは、処理場の増設費になるのですが、増設費についてはまだちょっと計画はなくて、これから水洗化率の状況、利用者の状況を見ながら決めることになっていきますが、今の事業計画期間、平成30年3月31日までには、これはないと試算しております。それで、あとは管渠整備費になるわけですが、管渠整備費は、国の交付金事業なので、国の交付する額によって決まりますが、大体計画では4億円ぐらいになりますと、その半分が社会資本整備総合交付金、そのまた残りの半分を下水道事業債で借り入れすることになりますので、そうすれば大体2億円ずつ市債がふえていくということになります。

あと、そのほかまた最後に、やめて水洗化率向上対策に努めたらどうかというお話であります。先ほど横垣委員への説明にもありましたが、要するに今の中の区域内の人口、家屋数では、市の一般会計繰入金で削減されます。かなり削減される割にはパイが足りないと。要するに先ほど申しましたように、むつ処理区で平成25年度末で供用開始されている家屋が1,259件、それから人口が2,419人というお話をさせていただきましたが、この方々の使用料を100%にして水洗化率100%になったとしても、その市の一般会計からの繰入金は残ることになります。基準外繰出金は発生することになります。ですから、一番いいのは、ある程度整備を広げながら、今現在やっているみたいに整備して区域を広げながら水洗化率向上対策をやっていくのが一番市の一般会計にとってもいいことではないかと下水道部では考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（白井二郎） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） よくわかりました。ただ、今かなり接続件数が少ない、パーセントが低いということは、職員の皆さん、関係者の皆さん、かなり歩いていると思うのですけれども、その少ない、できない理由というのがあると思うのです。資金的な問題とか。恐らくほとんどが資金的な問題だと、このように思うのですが、やはりその接続件数をふやすためには、それなりの

補助金を出して、そして接続させるということになると、その下水道料金だけでなく、それなりに建築業者、あらゆる業者のそういう形でも非常に貢献することになると思うのですが、その辺どうでしょうか。どういう補助をしているか、ちょっと最後お尋ねいたします。

○委員長（白井二郎） 下水道部長。

○下水道部長（酒井嘉政） まず、補助金制度であります。これは平成26年度当初予算の際に、今まで大畑処理区限定でありました排水設備工事に係る、当時は助成金なのですが、これを全処理区、4地区に拡大させていただきまして、排水設備工事費補助金制度ということで、少し拡大して、額も若干上乗せして最高で10万円ですが議決していただきました。そういう意味では、金銭的な面ではそういう手当てをさせていただいて、議決していただいております。

あと水洗化率が低いということについては、今委員おっしゃるとおり、資金的な問題、それからあと回ってみますと、老人世帯が多いということで、なかなかご協力いただけないと、要するに私がいなくなったら、もうこのうちは誰も住まないの、そうやっても無駄だというお宅も、私も回っていますが、そういうお宅もかなり、接続していただいているうちの中には、そういうお宅もかなりあります。金銭的な面と、あと老人世帯があるということです。

あと、それから今補助金をもっと上乗せして接続につなげないかということなのですが、今平成10年から川内地区の排水設備工事が始まって、大体13億円ぐらいの工事費が、その接続しているうちから出ています。そういう意味では、今大瀧委員おっしゃるとおり、いろんな工事職種がかかわってきて、排水設備工事には電気屋さんとか大工さん、それから資材屋さんとか、いろんな業者がかかわるので、それはそれで非常に経済の波及効果はあると思うのですが、ただいづれにしても個人のうちから出ますので、そういう意味では非常に波及効果はあると我々は考えておりますので、一生懸命水洗化率、接続率の向上に努めたいと考えております。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第50号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたし

ます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第51号 平成25年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。総務政策部長。

- 総務政策部長(伊藤道郎) 議案第51号 平成25年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。この会計は、公共用地の先行取得に係る会計でございまして、歳入歳出同額の決算となっております。当該用地につきましては、平成10年にむつ市新町にある土地を保育所用地として購入したもので、市道敷部分301平方メートルを含めまして2,765.97平方メートルの広さでございまして、平成11年に金融機関から9,320万円を借り入れ、各年度2回の償還で償還回数は30回としております。償還につきましては、本年、平成26年5月に終わっておりますけれども、平成25年度末の償還残高は370万円となっております。

それでは、370ページをお開き願います。歳入についてでございますが、第1款繰入金、第1項第1目1節の一般会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入金733万9,093円となっております。

第2款使用料及び手数料、第1項第1目1節の使用料につきましては、用地内のN T Tの電話柱4本分に係る行政財産目的外使用料6,000円であり、歳入合計では734万5,093円となっております。

次に、歳出であります。374ページをお開き願います。第1款事業費、第1項地域整備事業費、第1目事業管理費、11節の需用費につきましては、本特別会計に係る消耗品費として6,000円を支出しております。

第2款公債費、第1項公債費、第1目元金、23節の償還金利子及び割引料につきましては、用地取得に係る長期債元金の償還金716万円となっております。第2目利子、23節の償還金利子及び割引料につきましては、長期債利子の償還金17万9,093円となっており、歳出合計では734万5,093円となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 委員長(白井二郎) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第51号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は認定することに決定いたしました。

ここでご報告いたします。昨日の本委員会では議案第47号 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査において、半田義秋委員からの質疑に対する資料が提出されましたので、事務局に配布させます。

（資料配付）

○委員長（白井二郎） また、本議案については、昨日採決が終わっておりますが、この件に関して理事者からの発言の申し出がありますので、これを許可します。民生部長。

○民生部長（松尾秀一） まずもって山本留義市議会議長並びに白井二郎決算審査特別委員会委員長におかれましては、私どもの意向をご配慮のうえ、発言の機会を設けていただきまして、感謝を申し上げます。

それでは、読み上げさせていただきます。

むつ市民体育館が閉鎖になったにもかかわらず、平成26年度の指定管理料が増額となった要因につきましてお答え申し上げます。

市民体育館を含んでの単年度での積算は7,551万6,000円でした。今年度の積算は、体育館を除いて6,356万1,000円であり、比較いたしますと1,195万5,000円の減となります。市民体育館の管理経費は、人件費が462万8,000円、電気、水道料を含む需用費が506万5,000円、電話料等の役務費が12万2,000円、委託料248万円、その他20万9,000円の合計で1,250万4,000円となり、また収入におきましては228万円を見込んでおりますことから、1,478万4,000円が不要となりました。しかしながら、市民体育館を除く体育施設に係る経費のうち消費税率の改定等に伴う委託料等で462万9,000円が増額となり、結果、平成26年度以降の指定管理料は6,356万1,000円となったものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（白井二郎） これで理事者の発言を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 4 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

- 委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第52号 平成25年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

- 保健福祉部長（花山俊春） 議案第52号 平成25年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書の379ページをお開き願います。

総括といたしまして、平成25年度むつ市介護保険特別会計の歳入は、収入済額の合計欄にありますように、55億9,823万3,340円、次のページに移りまして、歳出は支出済額の合計欄にありますように、55億6,467万7,605円で、歳入歳出差し引き残額3,355万5,735円の黒字会計となっております。この額は全額財政調整基金に積み立てる予定としております。

それでは、まず歳入についてご説明いたします。決算書の384ページをお開き願います。

第1款保険料は、収入済額10億2,898万2,876円となっております。収納率につきましては、特別徴収保険料の収納率が100%、普通徴収保険料の収納率が86%となっております。滞納繰越分の収納率は12.7%で、全体の収納率は96.2%となっており、前年度より0.2ポイント高くなりました。また、滞納繰越分のうち平成23年度以前の保険料1,046万1,240円につきましては、2年間の時効が成立したことにより、不納欠損処分としております。

次に、第2款分担金及び負担金は、下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る関係町村負担金であります。負担割合は実績割75%、均等割25%でありまして、収入済額2,222万4,000円となっております。

次に、第3款使用料及び手数料は、介護保険料における督促手数料でありまして、収入済額11万8,300円となっております。

次に、第4款国庫支出金は、国庫負担金及び国庫補助金で構成されております。収入済額14億2,996万2,459円となっております。第1項国庫負担金の第1目介護給付費負担金は、保険給付費のうち施設給付費の15%及び居宅給付費の20%の交付となっております。第2項国庫補助金の第1目調整交付金は、保険給付費全体の約7.5%の交付、次のページに移りまして、第2目地域支援事業交付金の介護予防事業分は、事業見込額の25%の交付、第3目

地域支援事業交付金の包括的支援事業及び任意事業分は、事業見込額の39.5%の交付となっており、第4目介護保険事業補助金は、介護保険事務処理システム改修に対する補助金であります。

次に、第5款支払基金交付金は、40歳から65歳までのいわゆる第2号被保険者の介護保険料に相当するものでありまして、収入済額15億6,942万5,000円となっております。第1項支払基金交付金の第1目介護給付費交付金及び第2目地域支援事業支援交付金ともそれぞれの給付または事業見込額の29%の交付となっております。

次に、第6款県支出金は、県負担金、財政安定化基金支出金及び県補助金で構成されており、収入済額7億9,010万81円となっております。第1項県負担金の第1目介護給付費負担金は、保険給付費のうち施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の交付であります。第2項財政安定化基金支出金の第1目交付金は、平成24年度に限り介護保険料上昇抑制のため交付された特例交付金でありましたので、平成25年度はありませんでした。次のページに移りまして、第3項県補助金の第1目地域支援事業交付金の介護予防事業分は、事業見込額の12.5%の交付、第2目地域支援事業交付金の包括的支援事業及び任意事業分は、事業見込額の19.75%の交付となっております。

次に、第7款財産収入は、財政調整基金の運用利子でありまして、収入済額4万7,254円となっております。

次に、第8款繰入金は、本会計の給付費、事務費等に対する一般会計及び財政調整基金からの繰入金でありまして、収入済額7億5,574万3,465円となっております。

次のページに移りまして、第9款諸収入は、主に市の地域包括支援センターの事業収入、いわゆるケアプラン作成料でありまして、収入済額162万9,905円となっております。

第10款繰越金は、ございませんでした。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の394ページをお開き願います。

まず、第1款総務費は、介護認定審査会の開催等に要する経費でありまして、予算現額1億499万5,000円に対しまして、支出済額9,241万4円となっております。第1項総務管理費は、介護保険業務に係る各種システムの委託料、第2項介護認定審査会費は、介護認定審査会及び認定調査等に係る経費、次のページに移りまして、第3項計画策定委員会費は、第6期計画策定のためのアンケート業務委託等に係る経費であります。

次に、第2款保険給付費は、まさに介護保険特別会計の中核をなすもので

ありまして、歳出全体の96.5%を占めており、予算現額53億6,984万4,000円に対しまして、支出済額53億6,825万108円となっております。

まず、第1項介護サービス等諸費は、支出済額46億7,153万310円でありませんが、主な経費を目ごとに説明いたします。第1目居宅介護サービス給付費は、あらゆる訪問介護や通所介護といった在宅サービスに係る経費でありまして、支出済額20億9,671万4,828円となっております。次のページに移りまして、第3目地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型の通所介護や共同生活介護サービスにかかわる経費でありまして、支出済額5億6,412万1,439円となっております。第5目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設といったいわゆる介護保険3施設の入所に係る経費でありまして、支出済額17億3,222万5,002円となっております。第7目居宅介護福祉用具購入費は、入浴や排せつ等の特定福祉用具の購入に係る経費でありまして、支出済額593万874円となっております。第8目居宅介護住宅改修費は、手すりの取り付け等の小規模な住宅改修に係る経費でありまして、支出済額939万8,254円となっております。第9目居宅介護サービス計画給付費は、指定居宅介護支援事業者から在宅介護支援サービス計画の作成を受けたときの経費でありまして、支出済額2億6,313万9,913円となっております。

次のページに移りまして、第2項介護予防サービス等諸費であります。これは、介護度の低い要支援の方々を対象としたサービスでありまして、第1項介護サービス等諸費とほぼ同じサービスの種類となっております。したがって、目についての説明は割愛させていただきますが、支出済額2億6,936万6,079円となっております。

次のページに移りまして、第3項その他諸費は、介護給付に係る審査支払手数料でありまして、支出済額661万2,808円となっております。第4項高額介護サービス等費は、要介護者について1カ月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えた場合支払われるサービス費でありまして、支出済額1億3,023万7,653円となっております。

第5項特定入所者介護サービス等費は、要介護者もしくは要支援者が1カ月に支払った食費等の負担が一定の上限額を超えた場合支払われるサービス費でありまして、総額では支出済額2億7,572万2,490円となっております。

第6項高額医療合算介護サービス等費は、医療保険制度と介護保険制度の両制度の限度額を適用した後、世帯内で1年間の自己負担額合計額が一定の上限額を超えた場合支払われるサービス費でありまして、支出済額1,478万768円となっております。

次のページに移りまして、第3款地域支援事業費は、要介護、要支援に該当しない方々への介護予防等に係る経費でありまして、予算現額8,717万7,000円に対しまして、支出済額8,004万2,189円となっております。

まず、第1項介護予防事業費は、高齢者の各部位の機能向上を図るための転倒予防、口腔指導、栄養指導といった各種予防教室に要する経費でありまして、支出済額1,550万3,052円となっております。

次のページに移りまして、第2項包括的支援事業費・任意事業費は、支出済額6,373万8,317円となっております。まず、第1目介護予防ケアマネジメント事業費は、主に地域包括支援センターの運営経費でありまして、支出済額5,338万5,750円となっております。次に、第2目権利擁護事業費は、虐待や権利擁護についての相談、助言を行うための経費でありまして、支出済額11万6,978円となっております。第3目包括的・継続的ケアマネジメント事業費は、関係機関等の連絡連携を図るために会議や研修等を実施する経費でありまして、支出済額81万8,979円となっております。第4目任意事業費は、高齢者や家庭への負担軽減を図るために家族介護教室、介護用品の支給、食の自立支援サービス等の事業を実施しておりまして、支出済額941万6,610円となっております。

次のページに移りまして、第3項介護予防給付支援事業費は、介護予防プラン作成委託料等の活動経費でありまして、支出済額80万820円となっております。

第4款財政安定化基金拠出金は、支出がありませんでした。

第5款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てしたものでありまして、予算現額、支出済額とも4万7,254円となっております。

第6款公債費は、保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子でありまして、予算現額168万7,000円に対しまして、支出済額93万2,000円となっております。

次のページに移りまして、第7款諸支出金は、保険料の更正のための還付金と前年度の精算に伴う国・県支払基金への償還金でありまして、予算現額2,307万3,000円に対しまして、支出済額2,299万6,050円となっております。

第8款予備費は、支出がありませんでした。

以上が平成25年むつ市度介護保険特別会計歳入歳出決算であります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。



これで議案第52号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(白井二郎) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第53号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

- 大畑庁舎所長(畑中恒治) それでは、議案第53号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたします。決算書415ページをお開き願います。

平成25年度の決算状況は、歳入総額1,165万6,498円、歳出総額1,029万7,489円、差し引き135万9,009円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金につきましては、全額を地方卸売市場大畑町魚市場基金に積み立てることとしております。

それでは、歳入につきましてご説明いたします。420ページをお開き願います。第1款使用料及び手数料は、642万9,913円の収入済額となっております。主なものといたしましては、魚市場卸売市場使用料で482万3,502円、電気使用料で122万3,531円となっております。

次に、第2款財産収入につきましては、6,080円の収入済額となっております。主なものといたしましては、地方卸売市場大畑町魚市場基金運用収入5,830円となっております。

次に、第3款繰越金は、509万2,000円の収入済額となっております。これは、新魚市場施設整備のため地方卸売市場大畑町魚市場基金からの繰り入れであります。

次に、第4款繰入金につきましては、収入済額はありませんでした。これは、平成24年度の剰余金全額を地方卸売市場大畑町魚市場基金に積み立てたためであります。

次に、第5款諸収入12万8,505円の収入済額となっております。これは、自動車損害共済金であります。

続いて、歳出につきましてご説明いたします。426ページをお開き願います。

第1款総務費は、予算現額22万5,000円に対しまして、20万3,387円の支出済額となっております。主なものといたしましては、第1目一般管理費、22節賠償金の自動車損害事故賠償金で12万8,505円、第2目運営審議会費、1節報酬の魚市場運営審議会委員報酬で3万9,000円となっております。

次に、第2款施設費は、予算現額1,177万9,000円に対しまして、1,009万4,102円の支出済額となっております。主なものといたしましては、第1目魚市場施設費、7節賃金の管理人臨時職員賃金で92万2,560円、11節需用費の電気料で147万3,067円、14節使用料及び賃借料の用地占用料で77万2,662円、第2目新魚市場施設整備費、13節委託料の大畑町魚市場建設基本計画作成業務委託料462万円、次のページに移りまして、19節負担金補助及び交付金のむつ市大畑地区産地協議会負担金47万2,000円となっております。

以上で平成25年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 大畑町魚市場の新築になりますけれども、工事日程等が決まっておりましたらお知らせください。

○委員長（白井二郎） 大畑庁舎産業建設課長。

○大畑庁舎副理事産業建設課長（坂井 隆） 平成25年度は、ここに説明申し上げましたとおり、基本計画を策定しておりまして、平成26年度、ことしは実施設計を今やっております。工事のほうは、平成27年度、平成28年度で行うというふうに、これは水産庁のほうに申請しております。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第53号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第54号 平成25年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長(齊藤鐘司) それでは、議案第54号 平成25年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明いたします。別冊となっておりますむつ市水道事業会計決算書7ページ下段の平成25年度むつ市水道事業剰余金処分計算書(案)をごらん願います。平成25年度水道事業会計の純利益は、3,402万9,291円となり、この当年度未処分利益剰余金全額を減債積立金へ積み立てる処分をするため提案するものであります。

以上でございます。

○委員長(白井二郎) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

これで議案第54号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第55号 平成25年度むつ市水道事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長(齊藤鐘司) 議案第55号 平成25年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。決算書は別冊となっております。

1ページをお開き願います。決算報告書であります。予算額が消費税及び地方消費税を含んで計上されておりますので、決算額も税込みで計上されております。

(1)の収益的収入及び支出についてですが、これは経常的な経営活動の

収支の状況を示すもので、収入は水道事業収益において予算額15億6,977万2,000円に対して、決算額15億5,976万7,040円となっております。

水道事業収益の主なものといたしましては、営業収益でありまして、決算額は14億2,971万4,986円となっております。

営業収益の主なものといたしましては、水道料金の給水収益が14億1,890万4,808円であります。営業外収益の決算額1億3,005万2,054円の主なものといたしましては、簡易水道の営業助成に充てられました一般会計補助金が9,668万9,000円、簡易水道を上水道に統合するための企業債利息分や消火栓維持管理等に充てられました一般会計負担金が3,239万2,000円であります。

次に、支出は水道事業費用において、予算額15億2,680万2,000円に対し、決算額は14億8,735万9,916円となり、3,944万2,084円の不用額を生じた決算となっております。

水道事業費用の内訳といたしましては、営業費用が11億7,979万1,795円、営業外費用が2億7,196万1,325円、特別損失が3,560万6,796円となっております。

営業費用の主なものといたしましては、原水及び浄水費が2億2,849万4,840円、配水及び給水費が1億5,825万1,085円、業務費が1億5,371万2,714円、総係費が1億777万8,888円の部門別経費のほか、減価償却費が5億2,437万9,960円などであります。不用額の主なものといたしましては、人件費、修繕費などあります。

営業外費用の主なものといたしましては、支払利息が2億5,221万6,379円、支払消費税が1,486万7,800円、繰延勘定償却及び雑支出が487万7,146円となっております。不用額の主なものといたしましては、一時借入金利息などあります。

特別損失につきましては、水道料金の欠損処分等の過年度損益修正損が97万8,919円、企業局旧庁舎を一般会計へ所管がえしたことにより、その他特別損失が3,462万7,877円となっております。

次に、3ページをお開き願います。(2)、資本的収入及び支出についてですが、これは将来の経営活動に備え実施する施設の建設改良及び企業債の元利償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すものでありますが、ここでは先に下段の支出からご説明いたします。

資本的支出は、予算額17億3,761万3,614円に対して、決算額は16億2,115万6,564円となり、3,841万9,585円の不用額を生じた決算となっております。資本的支出の内訳といたしましては、建設改良費予算額11億584万9,614円に対して決算額は9億8,939万5,546円となっております。不用額の主なものと

いたしましては、入札残などであります。

次に、企業債償還金は予算額 6 億 3,176 万 4,000 円に対し、決算額は 6 億 3,176 万 1,018 円となっております。各地区の建設改良費の内訳は、15 ページからの (1)、建設改良工事の概況をごらんいただきたいと思います。また、各地区の企業債償還金については、29 ページの下段 (イ)、平成 25 年度企業債の償還状況及び 37 ページからの企業債明細書をごらんいただきたいと思います。

一方、これらの支出を賄う財源であります資本的収入は、予算額合計 10 億 2,817 万 6,000 円に対して、決算額は 9 億 9,919 万 2,000 円となっております。資本的収入のうち企業債につきましては、予算額 8 億 3,760 万円に対して、決算額は 8 億 740 万円となっております。また、一般会計負担金は予算額 8,679 万 1,000 円に対して決算額は 8,800 万 7,000 円となっており、国庫補助金は予算額 9,673 万 9,000 円に対して決算額は同額となっております。工事負担金は、予算額 704 万 6,000 円に対して、決算額は同額となっており、これは県事業の国道 279 号道路改良工事に伴う配水管移設に係る補償であります。各地区の企業債の借り入れ状況につきましては、29 ページの上段 (ア)、企業債許可額及び借入先をごらんいただきたいと思います。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 6 億 2,196 万 4,564 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,788 万 7,124 円、減債積立金 1 億 720 万 5,673 円、過年度分損益勘定留保資金 4 億 4,821 万 3,618 円及び当年度分損益勘定留保資金 2,865 万 8,149 円で補填しております。

次に、5 ページをお開き願います。平成 25 年度むつ市水道事業損益計算書ですが、これは平成 25 年度の水道事業の経営成績を明らかにするために作成される計算書でありまして、当該期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用を記載し、それらの差額として当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計上することになっております。

まず、1 の営業収益の決算額は 13 億 6,198 万 2,073 円となっております。内訳といたしましては、水道料金であります給水収益 13 億 5,144 万 701 円が主なものであります。

次に、2 の営業費用の決算額は 11 億 6,500 万 6,027 円となっております。内訳といたしましては、原水及び浄水費ほか 3 部門、6 億 3,345 万 2,230 円と減価償却費 5 億 2,437 万 9,960 円が主なものであります。この結果、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は 1 億 9,697 万 6,046 円となっております。

次に、3 の営業外収益であります。決算額は 1 億 3,003 万 8,693 円となっております。内訳といたしましては、補助金 9,668 万 9,000 円、負担金 3,239 万

2,000円が主なものであります。

次に、4の営業外費用であります。決算額は2億5,742万5,584円となっております。内訳といたしましては、支払利息2億5,221万6,379円が主であります。この結果、営業利益1億9,697万6,046円から営業外損失1億2,738万6,891円を差し引いた経常利益は6,958万9,155円となり、この経常利益から特別損失3,555万9,864円を差し引いた当年度純利益は3,402万9,291円となっております。したがって、当年度利益剰余金は3,402万9,291円となります。

損益計算書の対前年度比較につきましては、25ページの(3)、事業収入に関する事項及び(4)、事業費用に関する事項を参照していただきたいと思っております。

また、決算の総括的な概況につきましては、11ページから12ページをごらんいただきたいと思っております。

以上でむつ市水道事業会計決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第55号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は認定することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書並びに委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午前11時46分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会決算審査特別委員会

委員長 白井二郎